

令和5年度特定実験試験局の周波数等（中国総合通信局管内）

周波数の範囲 (注1)	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備考
72.54MHz から 72.66MHz まで	令和6年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHz から 73.75MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	
143MHz から 143.21MHz まで	令和10年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
147MHz から 147.21MHz まで	令和10年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
161.24MHz から 161.275MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
207.5MHz から 222MHz まで	令和6年6月30日まで	200W以下	
342.16875MHz から 342.20225MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHz から 358.70225MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。
368.24MHz から 368.56MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
386.24MHz から 386.56MHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
393.6MHz から 394.3MHz まで	令和10年6月30日まで	10W以下	
397.75MHz から 398.5MHz まで	令和10年6月30日まで	10W以下	
412.8125MHz から 413.2875MHz まで	令和6年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHz から 427.5MHz まで	令和10年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
428MHz から 428.4MHz まで	令和10年6月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHz から 450.2375MHz まで	令和6年6月30日まで	5W以下	
2294MHz から 2296MHz まで	令和8年6月30日まで	1W以下	
5012MHz から 5025MHz まで	令和7年6月30日まで	5W以下	
12.8GHz から 12.95GHz まで	令和8年6月30日まで	1W以下	山口県の区域を除く。
15.5GHz から 15.6GHz まで	令和7年6月30日まで	1W以下	山口県の区域を除く。
19.52GHz から 19.58GHz まで	令和6年6月30日まで	1W以下	
25.87GHz から 25.945GHz まで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
26.725GHz から 26.735GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
31.05GHz から 31.2GHz まで	令和7年6月30日まで	1W以下	
32.05GHz から 33.25GHz まで	令和7年6月30日まで	1W以下	
39.5GHz から 41GHz まで	令和6年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
51.35GHz から 52.35GHz まで	令和6年6月30日まで	0.1W以下	
66GHz から 67GHz まで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
92GHz から 100GHz まで	令和7年6月30日まで	0.1W以下	
102GHz から 1100GHz まで	令和10年6月30日まで	任意の1GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	(注3) 空中線電力は、5W以下に限る。

(注1) 発射する占有周波数帯にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHz から 111.8GHz まで、114.25GHz から 116GHz まで、148GHz から 151.5GHz まで、164GHz から 167GHz まで、182GHz から 185GHz まで、190GHz から 191.8GHz まで、200GHz から 209GHz まで、226GHz から 231.5GHz まで及び 250GHz から 252GHz までの周波数

※本資料は、令和5年総務省告示第181号（電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として可能な周波数の範囲を定める件）を基に作成したものです。